

財団法人 山形県生涯学習文化財団 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人山形県生涯学習文化財団という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を山形市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、県民の自発的な生涯学習及び文化活動を支援、助長し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習及び文化の振興に係る調査、研究、支援及び啓発に関する事業
- (2) 先導的な生涯学習の講座及び研修会の開催並びに文化鑑賞の機会の充実に関する事業
- (3) 地域、企業等の生涯学習及び文化活動の指導者の育成、交流等に関する事業
- (4) 地域の活性化を担う人材の育成に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山形県知事及び山形県教育委員会(以下「主務官庁」という。)の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 やむを得ない理由により、事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、前項の規定にかかわらず、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算が成立する日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した収支予算による収入及び支出とみなす。

4 第1項の規定は、事業計画及び収支予算の変更について準用する。

(事業報告等)

第12条 この法人の毎事業年度の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を添えて、監事の監査を経て、当該事業年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員等

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|---------------------------------|------------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 1名 |
| (3) 専務理事 | 2名 |
| (4) 常務理事 | 1名 |
| (5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。) | 10名以上15名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 評議員 | 15名以上25名以内 |

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任し、理事長は、理事の互選により定める。

- 2 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事のなかから、理事長が選任する。
- 3 評議員は、理事会において選出し、理事長が任命する。
- 4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、この法人を代表し、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代理する。
- 3 専務理事は、この法人を代表し、業務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、経常的な業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
- 7 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める職務を行う。

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 理事が次の各号の一に該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の障害のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としての適確性を欠くと認められるとき。
- 2 評議員が前条各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決により、解任することができる。

(役員報酬)

第18条 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬の支給については、理事会の議決を経て理事長が定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理させるため、事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 会 議

(会議の種別)

第20条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第22条 理事会は、別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項について決定する。

2 評議員会は、別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するほか、この法人の運営に関する重要事項について理事長に対し建議することができる。

3 理事会において、つぎに掲げる事項を議決する場合は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 基本財産に関すること。

(4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(会議の開催)

第23条 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったとき。

2 評議員会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が、必要と認めたとき。

(2) 評議員現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的を示して請求があったとき。

(会議の招集)

第24条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号並びに同条第2項第2号及び第3号の規定による請求があった場合は、速やかに会議を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面により、会議を開く日の7日前まで通知しなければならない。

(会議の議長)

第25条 理事会の議長は、理事長があたる。

2 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員のうちから互選する。

(会議の定足数)

第26条 会議は、構成員現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の表決)

第 27 条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるものを除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会議の書面議決)

第 28 条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員に委任して表決することができる。この場合において、当該書面をもって表決し、又は表決を委任した構成員は、前 2 条の規定の適用については、当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 会議においては、次の事項を記載した議事録を作成し、議長のほか出席した構成員 2 名以上が署名しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 30 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 31 条 この法人は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を受けて解散することができる。

(残余財産の処分)

第 32 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益的団体に寄附する。

第 6 章 補 則

(補 則)

第 33 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1 この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

(平成 2 年 2 月 21 日)

2 この法人の設立当初の会計年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項及び第22条第3項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。
(平成2年5月25日)

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。
(平成3年9月20日)

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。
(平成4年3月31日)

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。
(平成5年4月26日)

附 則

この寄附行為は、主務官庁による寄附行為の認可のあった日から施行する。
(平成9年3月31日)

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。
(平成10年3月31日)

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日以後、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日以後、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日以降、平成18年4月1日から施行する。